

防災無線の放送内容が電話で確認できます。【専用電話番号】 ☎ 539・2061 または ☎ 539・2062

12月オール東京 滞納STOP月間

～東京都と区市町村が連携し、徴収対策を集中して実施します！～



収納課からのお知らせ

▼ 12月の納税のお知らせ

12月は固定資産税・都市計画税（第3期）、国民健康保険税（第6期）、介護保険料（第6期）、後期高齢者医療保険料（第6期）の納期です。納期限は12月28日（金）ですので、お忘れのないようご納付ください。

口座振替は12月28日（金）の予定です。残高不足にご注意ください。

※納期を過ぎると延滞金（年14.6%）が課されます。

▼ インターネット公売結果を公表します

11月実施のインターネットによる差押物件の公売は、下表のとおりいずれも予想を上回る金額で落札されました。売却金は、滞納となっている市税等に充てられます。ほかにも原付バイクやゴルフクラブなど合計で20品が落札されました。

【問合せ】 収納課 ☎ 551・1578

差押物件	最低見積価格	落札価格	入札件数
軽自動車（スズキワゴンR）	80,000円	121,000円	8件
バイク（ヤマハ ドラッグスター 400 C C）	100,000円	157,000円	6件
液晶テレビ（パナソニック V I E R A 32インチ）	3,000円	23,500円	19件

年金だより

◆ ご存じですか？

障害基礎年金

障害基礎年金は、国民年金加入中などに病気やけがなどで障害の状態になり、その状態が国民年金の障害等級の1級・2級にある場合、保険料納付期間などの各要件を満たしていれば支給されます。

また、20歳前の病気やけがなどで障害の状態になった場合も、一定の要件を満たしていれば支給されます。

詳しくは保険年金係までお問い合わせください。

【問合せ】 保険年金課 保険年金係 ☎ 551・1670、青年年金事務所 ☎ 0428・303410

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額確認について

年末調整及び確定申告に用いる国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護

保険料の納付額は、個人情報保護の観点から、電話による問合せはお受けしていません。納付額を確認される場合は、身分証明書（運転免許証や住民基本台帳カード等、本人の顔写真が添付された書類）を持参し、担当窓口で請求してください。

なお、納税義務者と別世帯の方が請求される場合は、身分証明書に加え、納税義務者からの委任状（様式不問）が必要です。

【問合せ】 保険年金課 保険年金係 ☎ 551・1640、保険年金課 後期高齢医療係 ☎ 551・1767、介護福祉課 介護係 ☎ 551・1764

市内の事業者の方へ

小規模契約事業者登録の申請を受け付けています

▼ 制度の目的

市が発注する小規模かつ簡易な物品購入及び委託等（工事を除く）に係る契約を希望する事業者の方に登録していただき、市内事業

者の受注機会の拡大と市内経済の活性化を目的に実施しています。

▼ 対象となる契約

- ① 物品は予定価格が80万円未満の購入契約
- ② 印刷は予定価格が130万円未満の請負契約
- ③ 物件の借入れ（リース契約等）は、予定価格が40万円未満の賃貸借契約
- ④ その他のものは、予定価格が50万円未満の契約

▼ 登録できる方

- ① 本店の所在地が福生市内にあり、東京電子自治体共同運営・電子調達サービスによる競争入札参加資格を有していないこと。
- ② 市税の滞納がないこと。

▼ 登録方法

【申請期間】 随時受け付けます。（土・日・祝日を除く 午前9時～午後5時）

【申請場所】 市役所第一棟5階 契約管財課 係窓口

※郵送（〒197-8501 福生市本町5）も可。
【提出書類】 申請書等一式

※申請書は契約係で配布（市ホームページからもダウンロードできます。）

▼ 登録有効期間

登録の効力が発生した日の属する年度の4月1日から起算して3年間です。

【問合せ】 契約管財課 係 ☎ 551・1539

福生市まちづくりに資する寄附金（ふるさと納税）

11月1日から30日までの間に匿名で1名の方から3万円のご寄附をいただきました。

寄附金は、寄附者のご希望等に応じ、有効に活用させていただきます。

（平成24年度累計24件・179万8千円）

【問合せ】 契約管財課 係 ☎ 551・1535

作品展のお知らせ

市内小中学生の応募作品から入選した「家庭の日」図画・作文、明るい選挙啓発ポスター、「税を考える週間」書道展の作品を展示します。



【日時】 12月20日（木）～1月18日（金）の市役所開庁時間内（最終日は午後4時まで）
※日・祝日及び12月29日（土）～1月3日（木）を除く

【場所】 市役所第二棟1階（郵便局側入口付近）

【問合せ】 子ども育成課 子ども育成係 ☎ 551・1733、選挙管理委員会事務局 ☎ 551・1802、課税課 市民税係 ☎ 551・1610

外国人住民の方も転入・転出などの際には届出が必要です！

平成24年7月9日から、外国人住民の方の住民基本台帳制度がスタートしています。

住民基本台帳は、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが世帯ごとに記録されたもので、これをもとに住民票が作成されます。

①市内に転入・入国したときには
・ほかの市区町村から引っ越してきた方は、住み始めてから14日以内に転入の届出を行ってください。

・海外から日本に入国した方は、住所を定めた後、入国する際に空港などで交付された在留カードなどを持参し、14日以内に転入の届出を行ってください。

②市外へ転出するときには
・別の市区町村や海外へ引っ越しする方は、転出の届出が必要です。国内で引っ越しの場合のみ、転出届を提出すると転出証明書という書類をお渡します。この転出証明書を持って新住所地で転入の手続きを行ってください。

③市内で転居したときには
・新しい住所に住み始めてから14日以内に転居の届出が必要です。

※届出の際には、在留カード、特別永住者証明書（または外国人登録証明書）のいずれかを持参してください。ただし、しばらくの間は「外国人登録証明書」が在留カード・特別永住者証明書としてみなされます。

◆対象となる外国人住民の方
観光などの短期滞在者などを除き、適法に3か月を超えて在留する「中长期在留者」や「特別永住者」の方などで、住民登録をされている方です。

【外国人住民に関する住民基本台帳制度の電話相談窓口（総務省コールセンター）】

☎ 0570・066・630 または ☎ 03・6301・1337（午前8時30分～午後5時30分、土・日・祝日及び年末年始を除く）

【対応可能言語】 日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語

1月の無料相談

【問合せ】 秘書広報課 広報広聴係 ☎ 551・1529 ※土・日・祝日を除く

相談内容	実施日	時間	場所	備考
人権身の上相談・行政相談	9日（木）	午後1時30分～4時30分	市役所1階第1相談室	予約制、先着6人（1人30分） ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	10日（木）			
相続遺言等暮らしの手続き相談	8日（火）			
税務相談	24日（木）			
法律相談	11日（金）・16日（木） 23日（木）・30日（木）			
交通事故相談	17日（木）			
少年相談	18日（金）	午前9時～午後4時30分		予約制、警視庁八王子少年センター ☎ 042・679・1082へ。 相談日当日は秘書広報課広報広聴係へ。
介護保険相談	毎週火～金曜日	午前9時～午後4時	市役所1階 介護福祉課	介護福祉課 介護保険係 ☎ 551・1764
子ども相談	毎週月～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター（子ども応援館1階）	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。 ☎ 539・2555
消費者相談	毎週月・木曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	市役所第二棟2階第2相談室	シティセールス推進課 産業活性化グループ ☎ 551・1699
心配ごと相談	毎月第二・第四水曜日	午後1時～3時	福祉センター	社会福祉協議会・成年後見センター 福生 ☎ 552・5027
事業資金相談	10日（木）	午後1時30分～3時30分	商工会館1階相談室	商工会 ☎ 551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

【その他の相談】 市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談（☎ 551・1511 市役所代表）、心の相談、成年後見制度相談、苦情相談、権利擁護相談（☎ 552・2121 福祉センター）、教育相談（直通 ☎ 551・7700）

※予約開始日が土・日・祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

【「安全安心まちづくり市民ひろば」次回の開催は】 犯罪のない、安全で安心なまちづくりを推進するため、話し合いやパトロールをしています。市内在住・在勤の方ならどなたでも参加できます。【日時】 12月21日（金）午後7時～9時 【場所】 田園会館2階学習室 【問合せ】 安全安心まちづくり課 地域安全係 ☎ 551・1691